

(事例57) 43歳男性、事務業、  
糖尿病・パニック発作等に対する配慮として残業禁止、出張禁止、自動車通勤禁止

| 類型         | 症候                  | 疾患                      |
|------------|---------------------|-------------------------|
| 1, 2, 3, 4 | 2. 頭痛、パニック発作, 6. 胸痛 | 8. 糖尿病, 15. 片頭痛, パニック障害 |

| きっかけ  | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
|---|-----------------------------------|--|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>43歳、糖尿病、重度の片頭痛、パニック障害、腰部脊柱管狭窄症</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>オフィスワーク</p>  |                                   |  |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>糖尿病、片頭痛、パニック障害</p>  |                                   |  |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>残業禁止、出張禁止、自動車通勤禁止</p> <p>体調不良時は必ず随時健康管理室へ連絡し、出勤継続可能 or 帰宅の指示を受けること。<br/>特に低血糖時は必ず連絡すること。</p> <p>出勤前に体調チェックし(具体的項目を提示)、それに満たない場合は出勤をしないこと<br/>パニック発作が出現した際は、精神科産業医の指示通り周囲はそっとしておくこと。自分でコントロールするためトイレへかけつけ一人になる必要があり、30分ほどの離席はやむをえない。</p>  |                                   |  |
| <p>4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など)</p> <p>パニック発作や片頭痛、低血糖、胸痛などで、デスクで突っ伏す、職場の床でうずくまる、離席したままなかなか戻ってこないなどの問題行動が続き、職場で問題となっていた。もともと未熟な性格で、健康管理室へも依存的な一面も示していたため、精神科産業医と協議し、1か月の就業禁止とし、各疾患の精査・治療の指示をした。本人は「就業禁止」の継続や再開に抵抗を示したため、1か月後復帰した後は、職場でうずくまったり、健康管理室へ不用意に来室したりするようなこともなくなった。</p> <p>胸痛) 循環器で精査し就業に問題ないことを示す診断書が提出された。<br/>糖尿病) インスリン療法中。軽度の感冒や、人間関係などのストレスのみで、低血糖を示すことあり。<br/>その度に健康管理室からブドウ糖内服の指示など実施している<br/>パニック発作) 精神的には就業配慮不要との診断書が提出された<br/>片頭痛) 時に嘔吐するほど重症で、片頭痛出現時は業務遂行不可となる。<br/>イミグラン内服1時間ほどで症状改善する。</p> |                                   |  |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可)</p> <p>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため<br/>② 企業リスクが予見されたため(交通事故、公衆災害の発生など)<br/>③ 健康管理を促進するため(受診、治療を強く進めるため)<br/>④ 職場や企業への注意を促すため(例: 過重労働職場に対し、残業を一定時間以下に制限するなど)</p>  |                                   |  |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えてください</p> <p>会社側は、安全配慮の責任をとりたくないため、<br/>インスリン療法をしているというだけで就業禁止を継続させるようにとの要望があった。<br/>会社側への理解を得てもらうまでに苦慮した。</p>   |                                   |  |